



意見書

経企第 3127 号  
令和 2 年 3 月 11 日

電気通信紛争処理委員会  
委員長 田村幸一 殿

郵便番号 100-6150  
住 所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
名 称 株式会社NTTドコモ  
氏 名 代表取締役社長 吉澤



令和 2 年 3 月 4 日付け「諮問第 11 号事案に係る意見提出についての依頼」  
(電委第 12 号)について、別添のとおり意見を提出いたします。

## 目次

1. 「総務省大臣回答（令和2年2月28日）」についての当社意見
2. 「日本通信意見書（令和2年2月28日）」についての当社意見

## 1. 「総務省大臣回答（令和2年2月28日）」についての当社意見

### (1) 「問1 回答」(P.1) についての当社意見

総務省は、「他の携帯電話事業者の着信接続料の課金単位が1秒であることや、株式会社NTTドコモ…自身の着信接続料の課金単位が1秒であることも踏まえた」（総務省回答別紙P.1、傍点引用者）と記載するが、これは、当社が、他事業者とネットワークを相互利用した分の精算システムと、自社ユーザへの料金請求用に開発した加入者明細システムとが全く別のシステムであるという事実（当社意見書（令和2年2月28日 P.3-P.4））を看過した説明となってしまっている。

改めて補足すると、卸契約者への料金請求は、当社が自社ユーザ向けに開発したシステムを「卸」利用する対価として求めるものであることから、当然、当社ユーザ向けに開発した加入者明細システムに基づいて行うことになる。この加入者明細システムは、当社が自社ユーザ向けの料金課金を30秒単位で行っていることから、30秒単位の課金システムとなっており、秒単位の課金機能の実装には、新たにシステム改修が必要となる。このことは、加入者明細システムとは別のシステムである事業者間精算システムにおいて秒単位での精算が行われているという事実によって、何ら影響を受けるものではない。

総務省の裁定案は、相互接続のシステムと、自社ユーザ（及び卸契約者）向けのシステムが物理的に異なるという点を度外視し、卸提供の場合であっても相互接続以上に細かな精算のためのシステム構築を求めるものとなっている。かかる裁定案に従うためには、特定の卸契約者向けのみのために、自社ユーザ向けには用いる予定のない課金システムを構築するための改修を行わなければならないことになるが、当社意見書（令和2年2月28日 P.4）に述べたとおり、かかる改修を行うためには6か月のみで対応することは到底不可能である。



【図1】当社のシステム構成

(2) 「問2 回答」(P.1-P.4) についての当社意見

(ア) 「問2 回答①」(P.1) について

総務省は、「音声卸業務に係る料金は、卸業務制度において、相対協議による自由な提供条件の設定が認められ、積極的な営業活動が見込まれることを踏まえれば、当該業務の提供の際に必要な営業費(例:当該業務の販売に係る広告宣伝費)についても原価への算入が認められるべきと考えます。」としているが(貴委員会からの質問に対する総務省回答参照)、上記の趣旨を踏まえれば、原価算入が認められるべき営業費は、音声卸サービスに係る個々のMVNOとの協議に要する稼働のみならず、音声卸サービスの提供及び管理に要する稼働全般に係る費用が認められるべきと考える。

(イ) 「問2 回答③」(P.2) について

当社意見書(令和元年12月20日 P.6)記載のとおり、裁定事項1について具体的な協議は行われていない。

(ウ) 「問2 回答⑤」(P.3) について

総務省は「構造的に、ドコモを含むMNOは…公正競争上の弊害を引き起こすおそれがあると判断した」と記載するが、本裁定は政策判断ではなく個別具体的な紛争処理としてなされるべきである。「MNO」全般が「引き起こすおそれ」があるという一般論・抽象論を根拠に、現実に当社と日本通信との間で公正競争上の弊害が生じているという認定もなく、「推認」のみによって、卸契約は当事者間の自由な合意に委ねられるべきという原則が修正されるべきではない。

なお、総務省の「推認」は、音声接続は実現可能であるがMVNOから音声接続の要望がなかった(日本通信は一方的に協議を打ち切り)ことや、現に音声接続を利用する事業者が存在していること、日本通信は過去から一貫して音声定額を要望しており具体的協議を行っていないこと、当社が音声卸料金の見直しを行う意向を過去より示していること等の事実を加味せずになされたものであることを改めて付言する。

## 2. 「日本通信意見書（令和2年2月28日）」についての当社意見

### (1) 「問1 ご回答」(P.1-P.3) についての当社意見

日本通信は、当社がユーザ料金の請求するシステム（【図1】当社のシステム構成 参照）において裁定案に対応する場合、「課金システム等に関する修正は軽微なので、通常であれば特段の協議は必要ないはずである」と記載しているが、誤認に基づくものである。以下、個別に日本通信の主張の誤りを指摘する。

#### ① 「課金システム上の簡単な修正により通話料の計算が可能である」（日本通信意見書 P.2 10行目）

日本通信は、課金単位や料金額を変更するためのシステム改修が、あたかも、数か月程度で完了する「簡単」なものであるかのように認識していると思われるが、誤解である。

そもそも、料金プランの作成には、当社が自社ユーザ向けに新たな料金プランを提供する場合においても、設計・開発・試験等の各工程を経る必要があるため、最短でも ████████ の開発期間がかかっている。

とりわけ、今般の裁定案は単なる料金の値下げを言うものではなく、当社が自社ユーザ向けには提供していない課金単位に基づく課金方法を求めるものであるため、これに基づくためには、当然、当社において日本通信のみのために新たな料金プランを作成する必要があり、他の料金プランの変更の場合と同等の開発期間がかかることは避けられない。

#### ② 「ドコモは今でも6か月間はCDRを保持しているのであるから、必要なデータ量は高々4倍」（日本通信意見書 P.2 27行目）

日本通信は、精算のためにデータを保持することを「高々4倍」などと評価するが、これは当社の負担を軽視し、正確に認識していないものである。

すなわち、日本通信ユーザの明細を長期間保持する方法としては、「案1：現行の当社システムのデータ保持期間を6か月から2年に変更する方法」と「案2：日本通信ユーザ専用新たなサーバを構築する方法」が考えられる。（図2）



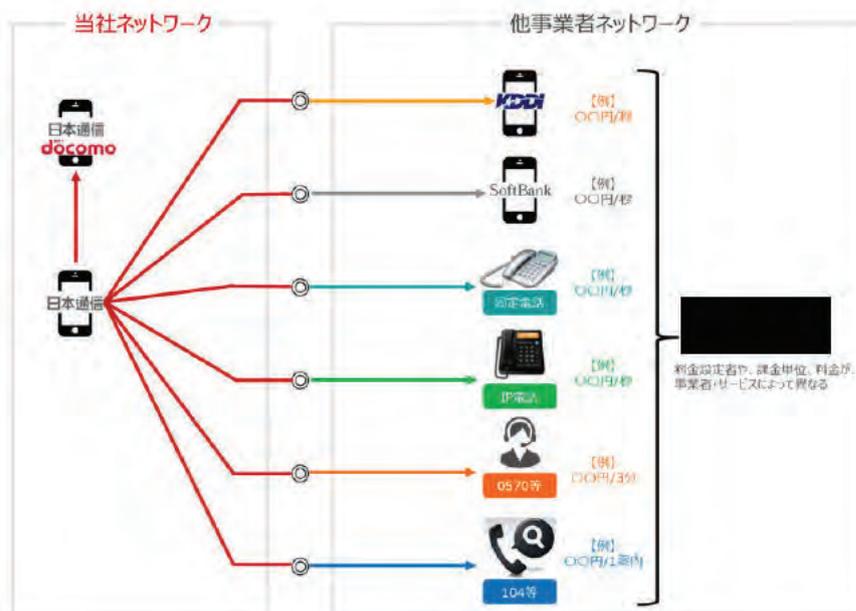
【図2】明細データの保持に係る対応案

このうち案1は、一見すると、手法としては「高々4倍」と単純に見えるかもしれないが、実際には、当社が、通信の秘密に係る数千万ユーザの膨大なデータについて、大半のデータは遡及精算とは無関係であるにも拘わらず不必要に長期間保持しなければならないことになり、システム容量やこれに伴うリスクとそれを回避するための莫大な費用等の観点からも、およそ非現実的である。

そのため、現実的な選択肢としては案2しかないが、日本通信ユーザのみのデータを長期保持するサーバを新たに構築するためには、相応の開発期間と費用がかかることは明らかである。

③「CDR 自体を保持しておく必要はなく、～卸金額合計値を保持しておけば十分である」  
(日本通信意見書 P.3 2行目)

日本通信は、卸金額合計値を保持しておけば遡及精算が可能であると主張するが、誤りである。音声通話の場合、様々な事業者が相互にネットワークを接続することでユーザが通話可能（ドコモユーザが、KDDI ユーザや固定電話等と通話できる）となっているが、その料金や課金単位は通話先の事業者やサービスによって異なる。(図3)



【図3】通話先毎の料金の違い

例えば、KDDI、ソフトバンク、固定電話、IP電話等の接続料でもそれぞれ料金が異なっており、0570（旅行会社やチケットの電話予約で使われているナビダイヤル）の場合には着信先が提供する情報料等に応じて異なる料金を設定している。このように、現在当社が相互接続している [redacted] それぞれで料金設定者や、課金単位、料金が異なるため、料金を遡及精算するためには、卸金額合計値のみでは足りず、ユーザの通話先等詳細データを保持する必要がある。

- ④「遡及精算は、現在、音声通話サービスに係る接続事業者間で行われている行為であるから、現在のシステムが利用でき、新たな機能開発は不要である」（日本通信意見書P.33行目）

本意見書1.(1)で述べたとおり、当社の場合、「自社ユーザや卸契約者への料金請求」と「音声相互接続の精算（他事業者とネットワークを相互利用した分の精算）」で全く異なる設備・システムを利用している。そのため、卸契約の料金請求に相互接続のシステムを利用することは不可能であり、日本通信向けの新たな遡及精算のためには、当然、新たな機能開発が不可欠となる。

日本通信の主張は、当社が他事業者とネットワークを相互利用する場合の相互接続と、当社が自社ユーザや卸契約者向けに提供するサービスの料金請求とが、システム上も異なるものであることを看過したものである。

(2) 「問2 ご回答」(P.3-P.8) についての当社意見

(ア) 「問2 ご回答 (1)」(P.3) について

日本通信の記載は事実と異なる。当社答弁書(令和元年12月6日 P.13-P.14)及び当社意見書(令和元年12月20日 P.8-P.9)に記載のとおり、秒単位課金や着信接続料の還元について具体的協議を行った事実はない。また、当社答弁書(令和元年12月6日 P.13)に記載のとおり、日本通信からは複数の要望を五月雨で受領していることから協議の円滑化を目的に優先順位を確認している。

(イ) 「問2 ご回答 (2)」(P.4) について

日本通信は「本裁定案に示された金額の算定方法等は我が国において広く適用されている標準的な考え方」(P.52行目)と記載するが、「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」は、当事者間で自由に合意することが許容されている卸契約ではなく、あくまで、お互いの設備を利用し合う接続協定方式についての考え方である。日本通信が自ら設備投資を行って相互接続を選択した場合には、当然、その接続料は「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」となるが、他社の設備を利用する卸役務の提供を求める場合には、提供者との協議の上で任意に条件を合意するのが原則である。

(ウ) 「問2 ご回答 (3)」(P.5) について

「平成26年4月以降、5年以上の期間にわたり～証左である」としているが、当社答弁書(令和元年12月6日 P.4)に記載のとおり、日本通信は2014年から一貫して音声定額の卸提供を要望してきたのである。なお、当社意見書(令和2年2月18日 P.10-P.11)に記載のとおり、当社は音声卸料金の見直しの意向を公表するとともに、総務省の検証に協力するよう申し出を行っている。

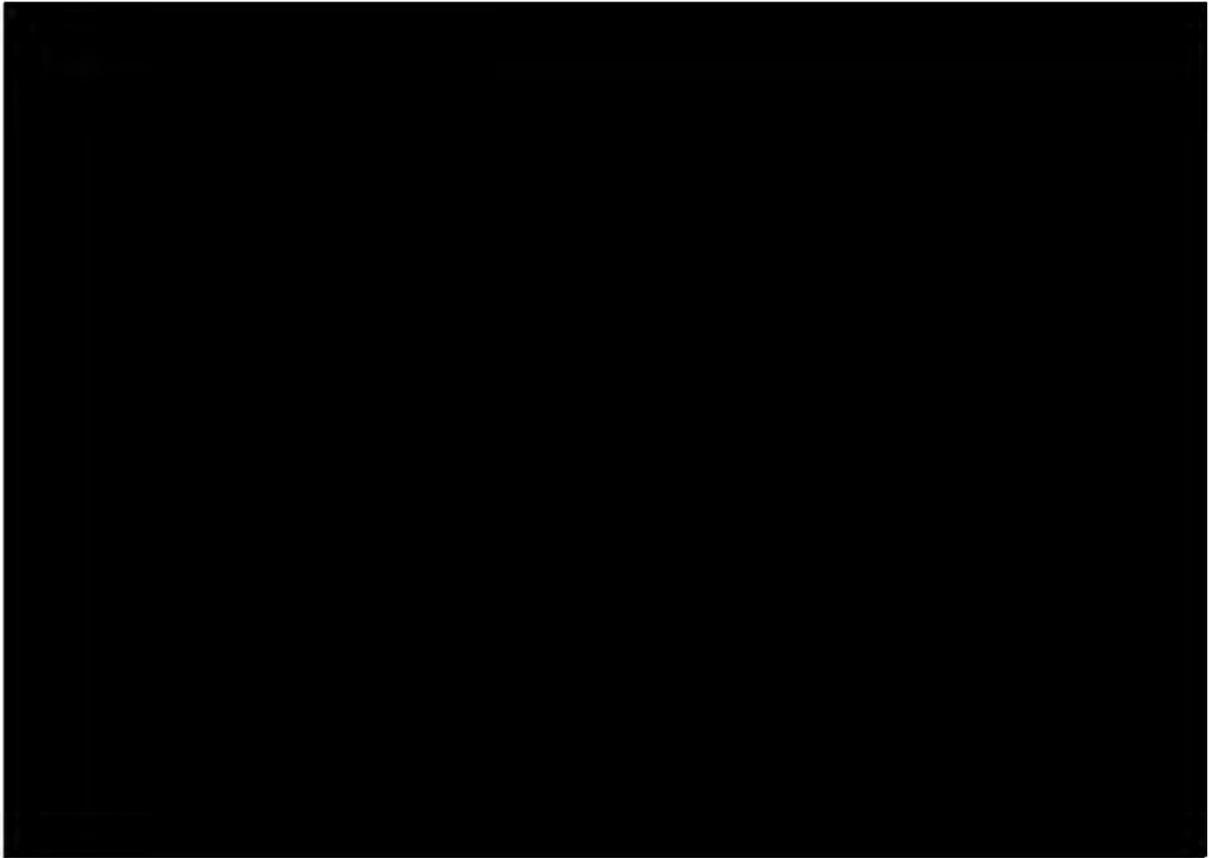
(エ) 「問2 ご回答 (4)」(P.7) について

過去の接続協議を「一般的な意見交換」(P.8)としているが、事実と異なる。一例であるが、接続に移行するまでの期間に関する日本通信の要望(資料1 日本通信提示資料、資料2 日本通信協議議事録参照)に対し、当社は料金水準と条件(資料3 当社提示資料、資料4 日本通信協議議事録参照)を回答していることから、当事者間の具体的な協議であったことは明白である。なお、当社意見書(令和元年12月20日 P.6)に記載のとおり、当社が課題解決の具体策を提示して以降、日本通信が一方向的に協議を打ち切っている。

以上

平成 21 年 12 月 1 日  
日本通信株式会社

ご提案



協議議事録

【日時】

平成 21 年 12 月 1 日(火) 11:00~12:00

【出席者】

日本通信株式会社 [Redacted]  
ドコモ 企画調整室 [Redacted]

【議事】

■音声卸について

J) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

J) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

D) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

J) [Redacted]  
[Redacted]

D) [Redacted]  
[Redacted]

J) [Redacted]  
[Redacted]

D) [Redacted]  
[Redacted]

D) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

J)  
D)  
D)

J)  
J)

D)

J)  
D)

J)  
D)

D)  
J)  
D)

J)

D)  
J)

D)  
J)  
D)

J)  
D)  
D)



[Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

■ 終わりに

D) [Redacted]

以上

平成 21 年 12 月 15 日

音声サービス・[REDACTED]について

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

### 日本通信協議議事録

**【日時】**

平成 21 年 12 月 15 日(火) 17:00~18:00

**【出席者】**

日本通信株式会社 [Redacted]  
ドコモ 企画調整室 [Redacted]

**【目的】**

◆音声卸について接続への移行を前提とした AC 水準での提供要望に対するドコモからの回答。

**【議事】**

■音声卸について

- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

J) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]

D) [Redacted]



D)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

D)

[Redacted text block]

J)

D)

D)

J)

D)

D)

J)

D)

D)

J)

D)

J)

D)

推論だが、今の制度と今の実現方法の中で、交換機に登録して、振り分けるという改造をしてドコモ側は解決する。あとは事業者間精算システムに手が入る可能性がある。精算の仕方によっては着事業者の精算システムに手が入るかしないが、それで発は解決できる。着については、制度的整理が必要で、着だけ卸というやり方ができないかと考えている。制度的整理を含め、今日の整理、考えを固めるをお願いしたい。

J)

■まとめ

- D) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]
- D) [Redacted]
- J) [Redacted]

以上